

研修用貸出 DVD 等利用要領

公益社団法人福岡県トラック協会

【目 的】

第 1 条 この要領は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「協会」という。）が保有する会員企業向け社内研修用貸出 DVD 等（以下「DVD 等」という。）の適正な利用を図るため、必要な事項について定めるものとする。

【利用者の範囲】

第 2 条 DVD 等は、協会会員企業の管理職、従業員等の教育研修の利用に供するものとする。

2. ただし、利用状況に余裕があるときは、前項以外の者の利用を認めることができる。

【利用期間】

第 3 条 DVD 等の利用期間は、原則として貸出日から 7 日間を限度とする。

【貸出し本数】

第 4 条 DVD 等の貸出し本数は、原則として 1 企業 1 回あたり 3 本を限度とする。

【利用の申込み】

第 5 条 DVD 等を利用しようとする者は、電話等により事前に申し出たうえで、所定の利用申込書（別添様式）に必要事項を記載し、協会に提出するものとする。

【貸出し】

第 6 条 協会は、前条の利用申込書を受理したときは、DVD 等の貸出し状況等を勘案のうえ、速やかに貸出すものとする。

2. 貸出しの際、利用者に送付する場合の送料は、協会が負担する。

【返 却】

第 7 条 利用者は、利用申込書に記載した利用期間を終了したときは、直ちに協会に返却しなければならない。

【利用の取り消し変更】

第 8 条 第 5 条により利用の申し込みをした者が、その利用を取り消し又は変更しよう

とするときは、速やかに協会に申し出たうえで、協会の指示に従わなければならない。

【利用者の心得】

第9条 利用者は、DVD等を利用するにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

1. 利用にあたっては、破損しないよう丁寧な扱いを心掛けること。
2. 破損した場合は、速やかに協会に連絡すること。
3. 返却の際は、必ず巻き戻しておくこと。
4. 次の利用者の利用を考慮して取り扱うこと。
5. その他、協会の指示に従うこと。

【破損時の弁償】

第10条 ①利用者が、故意又は過失によってDVD等を破損又は紛失した場合は、速やかに速やかに協会に申し出たうえで、弁償金を支払わなければならない。

②弁償金額は、法定耐用年数は5年、残存価格は税込価格の10%とし、定率法により減価償却費を算出して決定する。

【その他】

第11条 この要領に定めていない事項については、必要に応じ協会の指示に従わなければならない。

附 則 この要領は、平成7年6月1日から施行する。